

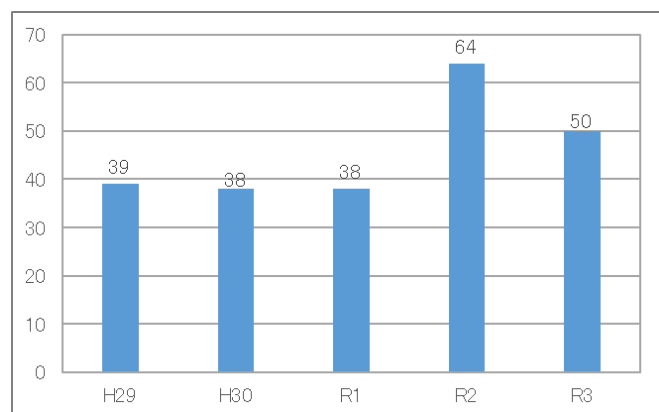
水道業者 日頃から吟味

「トイレが詰まった」「蛇口から水漏れが！」…。こんな時、専門知識がない中で解決を急ぐあまり、業者や契約内容について十分に検討できず、高額な契約に至ったというトラブルが後を断ちません。

▼夜にトイレが詰まったので、インターネット検索で「修理390円～、24時間対応」と記載の事業者に電話をかけた。駆け付けた作業員から8千円の高圧ポンプでの作業を持ち掛けられ承諾したが、詰まりは解消されなかった。便器を外して排水管を確認するというので20万円の契約に仕方なく了承した。それでも直らず通貫作業が行われ、総額55万円を請求された。ATMに連れて行かれ、怖くてその場で支払った。詰まりは直ったが、あまりに高額で納得できない。(45歳・女性)

▼蛇口から水漏れし始めたので「見積り無料」のポスティング広告を見て見積もりを依頼した。来訪した事業者は内部を見ると言って蛇口を取り外した後、給水設備の交換が必要として50万円の工事を提案してきた。高額なため工事を断ると、蛇口取り外し料金2万円を請求された。見積もりのために蛇口を外したのに支払う必要があるのか。(80歳・女性)

このようなトラブルを回避するためには、広告の表示価格や電話で説明された料金をうのみにしてはいけません。業界最安値などと記載があっても安易に飛び付かず、複数社から見積もりを取り、業者の選定を慎重に行いましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
レスキューサービスに関する相談件数

また、日常の暮らしの中で急なハプニングが起こると焦ってしまい、冷静な判断ができなくなることが多いため、いざという時の対応方法や信頼できる業者の情報を日頃から集めておきましょう。

いったん契約の申し込みや締結をした場合でもクーリングオフができる場合があります。万が一、業者とトラブルになったり、不安に感じたりと、困ったことがあったら、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。